

特別対談

G7広島サミット 改めて「法の支配」を問う

—10年後の日本外交を展望する

中西 寛正
京都大学教授・本誌編集委員長
外務大臣



撮影・渡邊茂樹

はやし よしまさ
1961年生まれ。東京大学法学部卒業後、民間企業勤務。ハーバード大学ケネディ行政学院修了。95年第17回参議院議員選挙（山口県選舉区）に自民党から立候補し初当選。以降5選。防衛大臣、経済財政政策担当大臣、農林水産大臣、文部科学大臣などを歴任。党内では参議院政策審議会長などを務め、2012年には総裁選挙に立候補した。同年より宏池会座長。21年衆議院議員総選挙（山口3区）にて初当選。同年11月より現職。著書に『国会議員の仕事』（共著）など。

中西 昨年二月二十四日にロシアがウクライナ侵略を開始してから、間もなく一年が経とうとしています。ロシアの行為は到底許されるものではなく、日本としても国際社会と結束してロシアの侵略に対してもさまざまな対応を取つてきましたが、残念ながら現時点では戦闘が収束するめどは立つていません。林大臣はロシアの侵略が国際秩序に与えた影響をどのように考えておられますか。また、日本の最近の対応についても伺います。

ウクライナ情勢 途上国への影響を配慮

林

ロシアによるウクライナ侵略は、国際社会が長きにわたりて懸命に努力し、時に多くの犠牲を払つて維持してきた国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、こうした行動には高い代償が伴うことをロシアに対ししつかりと示すことが必要です。このような考え方の下でG7諸国は結束しました。日本も他の同志国とともに、まずはロシアに対して厳しい制裁を加え、そしてウクライナおよびその周辺国に支援を続けてきました。

このところロシアの攻撃はウクライナのインフラ、特にエネルギー関連のインフラに及び、大規模な停電が発生しています。これ自体、一般市民に対する攻撃であり許せない行為ですが、日本としては一月に約二五七万ドルの緊急無償支援として発電機とソーラー・ランタンの供与を決定し、すでに国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）経由で供与が始まっています。また、補正予算の成立に伴い、約五億ドルの追加的な支援を決定したところです。



なかにし ひろし 1991年京都大学大学院法学研究科博士後期課程退学。京都大学助教授などを経て現職。昨年は「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」メンバー、「開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会」座長を務めた。著書に『国際政治とは何か』など。

また国際社会全体をみると、エネルギー・食料価格の高騰により、グローバルな食料安全保障への対応が必要とされています。日本としても中東やアフリカなどに約二億ドルの食料関連支援を進めています。ロシアは世界的な物価上昇は西側の制裁せいだという誤ったナラティヴを発信していますが、われわれはロシアの侵略そのものが原因であると明確に主張するとともに、それだけではなく、新興



1月12日、「法の支配」をテーマにした国連安全保障理事会の公開討論で議長を務めた林外相。左はグテレス国連事務総長

国・途上国が置かれた状況をよく理解して支援策を講じていいことが今後とも必要でしょう。

中西 日本も含めたG7、北大西洋条約機構（NATO）、歐州連合（EU）が結束して対ロシア制裁を進める一方、多くの新興国・途上国は、対口制裁という点では必ずしも一致した行動を取れているわけではありません。このような状況を踏まえると、いま大臣が言及されたように、新興国・途上国を含めた国際社会全体に対するアプローチは重要ですね。

林 ご指摘のとおり、国際社会が結束してこの事態に対応するためには、経済的な発展を遂げ、国際社会における影響力が増している新興国・途上国への働きかけはたいへん重要です。そのときに注意すべきは、どちらの陣営につくかといった「踏み絵」を踏ませるのではなく、冒頭に申し上げたように、われわれがこれまで長く守ってきた国際秩序の原則——力による一方的な現状変更をしない、「法の支配」を基礎とした国際秩序を維持し、発展させていくことの重要性を、さまざまな機会を捉えて訴えていく必要があります。個別の会談や訪問に加え、昨年八月の第八回アフリカ開発会議（TICAD8）、九月の国連総会、一月のアジア太平洋経済協力（APEC）やG20といった多

国際会合の機会を捉えて、各国に働きかけています。

今年はG7議長国であり、今まで以上にG7、また国際社会と緊密に連携をして、対口制裁とウクライナ支援への協力を引き続き推進していくとともに、この平和な秩序を守り抜くという力強いコミットメントを示していきたいと思います。

国家安全保障戦略、開発協力大綱の改定

中西 昨年一二月一六日、岸田政権は安全保障三文書「國家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」を閣議決定しました。「國家安全保障戦略」は約九年ぶり、「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」は約四年ぶりの改定となりました。三文書の意義とねらい、重点項目をどのように考えておられますか。

体化しており、それをGゼロと言うかどうかは別として、今後どうなるかは流動的な時代を迎えてます。二〇二三年はまさに時代の変革期にあり、令和の日本がどういう方向に進むかが問われています。
もちろんわれわれが進むべき方向は、自由で開かれた、法の支配に基づく国際秩序を維持・強化することであり、その重要性は現在、これまでに増して高まっています。このような時代において、「國家安全保障戦略」は、おおむね一〇年をめどにしたわが国の長期戦略、すなわち、日本の繁栄のための外交活動・経済活動を見据えて、大幅に強化される外交の実施体制の下で、危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出するための戦略と考えております。

具体的に申し上げると、やはり日米同盟の強化、そして「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）の実現が中心になります。そのためには、やはり日米同盟および同志国との連携に加えて、周辺国や地域を対象とした外交を開拓する戦略的アプローチが必要です。それらを通じてわが国を取り巻く安全保障環境の改善に取り組んでいかなければならぬと思っております。

中西 国家安全保障戦略は、防衛力の抜本的な強化策とし

て、反撃能力の保有などに加えて防衛費の増額にも言及しています。

林 予算については、今回の戦略では、二〇二七年度において防衛力の抜本的強化とそれを補完する取り組みを合わせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（GDP）の二%に達するよう、所要の措置を講ずることとされました。防衛力の抜本的強化はわが国の抑止力、対処力を強化すると同時に、さまざまな外交的な取り組みの地歩を固めるものと考えています。

中西 防衛力の強化だけでなく、それを補完する領域も含めた総合的な国力の強化という視点は重要だと思います。関連して、今年は二〇一五年に策定された「開発協力大綱」の改定も予定されています。私は改定に関する有識者懇談会の座長を務め、一二月に報告書を提出しました。安全保障上の意義も含め、日本の援助外交、開発協力のあり方に新しい方向性が示されることを期待しています。大臣のお考え、意気込みをお聞かせください。

林 開発協力大綱に関する有識者懇談会においては、国家安全保障戦略と同様、ポスト冷戦時代の終焉、国際秩序の動搖あるいは次の秩序に向かっての過渡期にあるという国際情勢の変化を踏まえてご提言いただきました。それを受け

けて、政府開発援助（ODA）の戦略的活用や官民連携の強化という視点に立って、この時代に即した国際協力のあり方について、大きな方針を示したいと考えています。

また提言でもご指摘がありましたが、わが国のODA実績は、対国民総所得（GNI）比〇・七%の国際目標に対しても三四%で、独、仏、英などに劣後する現状です。ODAはわが国の外交の非常に重要なツールであり、戦略的活用を進めながら、いろいろな形で拡充することで、外交的取組の強化に努めていきたいと考えております。

日中「建設的かつ安定的な関係」への課題

中西 大臣が示された「ポスト冷戦」の後の時代——日本では令和に当たりますが——について、秩序移行期、Gゼロ、大国間競争などいろいろな言い方がありますが、いずれにせよ最大の焦点は中国でしょう。昨年一〇月の中国共产党大会では、予想されるとおり習近平政権が三期目を迎えた。西側諸国では中国の拡張的な対外政策・軍事政策に対して懸念が強まっています。南シナ海、台湾海峡、東シナ海、尖閣を含めていろいろな「有事」も想定されています。中国を「力による現状変更」に踏み切らせないような抑止のあり方、その中の対中外交をどのようにお考

えでしようか。

林 昨年一一月、APECの場を利用して岸田総理と習近

平国家主席との初めての日中首脳会談が行われ、私も同席しました。会談では日中関係の大局的な方向性とともに、課題や懸案、そして協力の可能性について、非常に率直で突っ込んだ意見交換を行いました。その上で岸田総理は、尖閣諸島を含む東シナ海情勢、わが国近海への弾道ミサイル発射などの軍事的活動について深刻な懸念を表明しました。それと同時に、安全保障分野における両国間の意思疎通を強化することでも一致しました。

日中間には現在でもさまざまの可能性と同時に、数多くの課題や懸案があります。同盟国、同志国と連携しながら、首脳・外相レベルを含めてあらゆるレベルで緊密に意思疎通を行うことが大切です。そこで中国に対して主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、諸懸案の処理を含めた対話をしっかりと重ねて、共通の課題については協力を進めるという、「建設的かつ安定的な関係」を双方の努力で構築することが、非常に重要だと考えています。

中西 中国については、人権・民主主義といった普遍的な価値の問題でも、批判ないし問題提起が多くなされています。

林 日本として、まずは自由、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値や原則が、中国においても保障されることが重要であると考えます。こうした立場は中国政府に直接伝達しています。先ほど「主張すべきは主張」と申し上げましたが、やはり相手に直接伝えることが大事です。同時に、国際社会が緊密に連携をして、中国に働きかけていくことも引き続き重要です。

これまで日本は、深刻な人権侵害に対してもしっかりと声をあげてきました。一方で、民主化や人権擁護に向けた努力を行う国とは、二国間での対話と協力を通じて各国の自主的な取り組みを促してきました。例えばカンボジアに対して、長年にわたり法制度整備の支援——基本法令の起草、司法制度の整備と運用、司法関係者の人材育成などを進めときました。その上で人権対話を実施し、人権分野における課題や国際場裡での協力についても意見交換を行っています。アジアを中心に世界各国で、民主主義の屋台骨である人材の育成、メディアの自由の強化、選挙・司法を含む各種制度の構築・整備といった取り組みを通じて、人権・民主化への意識を高め、定着を促してきており、引き続きこうした取り組みを通じて日本らしい人権外交を進めていなければと思います。

中西 日本と中国は経済的に深く結びついていますが、経済安全保障の観点から中国とのデカップリングという問題が浮上しています。

林 デカップリングという言葉はここ数年よく耳にしますが、現実的に考えて日中間のすべての貿易や投資を管理することは不可能です。経済安全保障について、自民党では二〇二〇～二一年にかけて、甘利明座長の下、私が副座長、山際大志郎幹事長、小林鷹之事務局長という体制で議論を重ねてきました。それを基礎に知的財産の保護や、不当な経済的圧力への対抗などの論点を抽出しながら、昨年五月には経済安全保障推進法が成立しました。自由な貿易・投資を原則としつつ、想定されるさまざまなりスクを踏まえ、経済面における安全保障上の課題があるものについては一定のルールを設け、企業の側にもそれを守ってもらう。そのような形で進むのではないかと思います。

グローバル課題への対応と国連改革

中西 日本はG7議長国として、五月にG7広島サミットを開催します。現時点でどのようなテーマを議論したいと考えておられますか。

林 繰り返しになりますが、国際社会は歴史の転換点にあ

り、ロシアによるウクライナ侵略、核兵器を始めとする大量破壊兵器の使用リスクの高まりという未曾有の危機に直面しています。こうした背景の中で開催されるG7サミットですので、武力侵略、ロシアが行っているような核兵器による威嚇、国際秩序の転覆の試み、こういうものを断固として拒否するというG7全体の強い意思を、歴史に残る重みをもつて示したいと考えています。その際、欧州の安全保障とインド太平洋地域の安全保障を切り離して論じることはできません。今回のロシアの侵略が欧州にとどまらず、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす暴挙である。このことをより明確にして、G7として法の支配に基づく国際秩序を守り抜く姿勢を示したいと思います。

それに加えて、エネルギー・食料安全保障を含む世界経済、そして経済安全保障、さらには気候変動、保健、開発といったグローバルなアジェンダに対しても、議論をリードしたいと思います。もちろん、これらの課題はG7だけで解決できるものではありません。G7諸国に対しても積極的な貢献と協力を呼びかけることを通じて、経済的に発展し、国際社会で影響の高まっている新興国・途上国との関係を強化することにも取り組みたいと考えています。

中西 國際的なイニシアティブという点では、日本は今年

から二年間、国連安全保障理事会の非常任理事国となり、この一月には議長国を務めました。大臣も中南米諸国を訪問した後ニューヨークに渡り、安保理で「法の支配」をテーマとする公開討論を主催されました。

林 議長として、一月一二日に安保理で「法の支配」をテーマとする閣僚級公開討論を主催しました。会合では、グテレス事務総長などがブリーフナーを務め、三カ国の外相を中心とする閣僚など七七カ国などが参加しました。繰り返し申し上げて、わかれわれが歴史の岐路に立つなかで、法の支配をいかに堅持し、貫徹するかは極めて大事なポイントです。国連憲章や一九七〇年の国連「友好関係原則宣言」決議を踏まえ、いつたい法の支配は何のためにあるのか、原点に返って訴えたいと思いました。

ルールに基づく国際秩序を維持することで、国の大にかかわらず主権と安全が確保される。そのような安定した平和な環境の前提として、先ほど言及した経済、食料、気候変動、保健、開発といった長期的課題に取り組むことができるわけです。ロシアによるウクライナ侵略は、そのような前提を破壊する行為です。改めて法の支配の重要性を再確認し、そこから進むべきであるという思いを訴え、いろいろな意見を賜りました。会合を通じて、力による支配

ではなく、法の支配の重要性に関する認識が国際社会に一層深く共有されることを期待しています。

中西 国連改革にも意欲をお持ちだと思います。

林 多くの国と話をする中で、「国連はアウトプットがない」「国連には結果を出してほしい」という声をよく聞きました。先の国連総会でも、バイデン米国大統領やクーリン国連総会議長が演説の中で国連改革の必要性を訴えています。国連憲章を変えて安保理のあり方を改革することの難しさは、これまでの経緯を振り返ればよく承知するところですが、現在のモメンタムを生かしながら、安保理改革、あるいは国連総会・事務総長の機能の強化などを含む国連改革に取り組みたいと思います。「国連は国の大を問わず、法の支配に基づいてしっかりと役割を果たす」という信頼を取り戻す——というと言葉が過ぎるかもしれません。日本の非常任理事国就任が、国際社会の中で国連の機能を再確認することにつながればよいと考えています。

中西 ありがとうございました。お話をあつたように、国際社会が岐路にあるなかで、日本は外交面で重要な役割を果たしうる、あるいは果たすべきタイミングにあると思います。引き続きお体にお気をつけて、ご活躍を祈念しております。